

富田林市総合計画



序 1 計画策定の意義

本市は、南河内の地方中心的な性格をもつ中核市街地と、農山村の性格をもった周辺部落との共存によってバランスをとりながら、長い間比較的変動の少ない状態におかれてきた。

しかし、1960年代からはじまった「高度経済成長」の波は本市にも大きく影響し、羽曳野丘陵金剛地区における日本住宅公団などの開発が活発となり、これに伴う人口増加の現象が続き、まちの様子も農村から大阪市や堺市などの既成大都市のベッドタウンとしての急激な変化をしてきた。都市化の波はそれがあまりにも急速であったため、都市基盤が整備されないうちに都市化が進展し、その結果さまざまな矛盾を発生させている。

さらに昭和48年末のオイルショックを契機に高度成長を続けた日本の経済はきびしい不況と減速経済を強いられ、多年にわたるひずみとして公害や、人口の都市集中化などいろいろな矛盾をなお一層表面化させ、加えて不安定な経済状況により地方自治体の行財政危機をまねいている。

また他方では、市民の生活や意識にも変化がおり、住民の行政に対する要求もますます増加するとともに、複雑かつ多様化してきている。

今日、本市のめぐまれた自然や町並みを誇りとし、「健康」「快適」「安全」というまちづくりの基本的な目標をめざし、推進していくことは市民の念願となっている。

こうした中で、本総合計画は社会経済の新しい変化に対応し、市民の理解と協力を得ながら本市のめざす「南河内地域の中心的機能を保持し、緑と太陽にめぐまれた美しい自然を市民生活の基盤として保持しながら、環境水準の高い魅力ある教育文化都市」を建設するための基本的な道標として、総合的かつ長期的な視野から策定するものである。なお、計画の前提となった社会経済情勢などが大きく変化したときは、総合計画が現実と遊離したものにならないようにするため、必要に応じて改定をおこなう。

2 計画策定の基本目標

- (1) 自然環境の保全、開発規制の強化につとめながら、適正な人口配分と土地利用をすすめ、本市の秩序ある発展をめざす。
- (2) 市民の自主性を尊重しながら市民的合意の達成にも資するため、コミュニティーの育成に寄与し、これを踏まえて市民合意に支えられた温かい市民福祉、特に社会的、経済的、心身的な弱者対策をはかる。
- (3) 良好な教育環境にはぐくまれた文化の香り高い教育文化都市をめざして、教育施設の整備を含めた教育文化の振興をはかる。
- (4) 広い農地を擁する本市にあつて農業の果す役割を認識し、その位置づけを明確にしながら農業振興を強化する。
- (5) 地場産業を含めた商工業の振興につとめながら広く本市に適する産業の振興にも寄与し、これによって本市内における雇用力の増強をはかり、都市としての自立性を高める。
- (6) 健全な都市生活を営んでいくためには、健康、快適、安全の確保が必要であり、公園、上水道、下水道などの都市施設の整備とともに緑化、公害の防止、防災などの環境保全対策をすすめ生活環境の高揚をはかる。
- (7) 都市機能を高めるため、特に交通機能の体系的な整備をはかることとし、道路については公害、環境面にも留意しながら市内交通の円滑化をはかる。
- (8) 市民対話を基調とした市民の理解と協力に支えられた市民本位の行政の推進をはかる。

3 計画の構成

総合計画は、「序」、「基本構想」、「基本計画」と、別途策定する「実施計画」で構成する。

- (1) 「序」は、総合計画を策定するにあたっての基本的な考え方をあきらかにし、基本構想、基本計画の基調となるものである。
- (2) 「基本構想」は、本市まちづくりの将来図を描き、その目標達成のための施策の大綱をあきらかにするものである。
- (3) 「基本計画」は、基本構想に基づいて各部門ごとの基本的な施策と実現の方策をあきらかにするものである。
- (4) 「実施計画」は、基本計画に基づいて短期の行政運営を計画的かつ効率的におこなうため、具体的な施策をあきらかにしたものであり、毎年予算編成の指針となる。

4 計画の期間

- (1) 基本構想、基本計画は、昭和60年を目標年次とする。
- (2) 実施計画は、3ヶ年計画とし、ローリング・システムを採用する。

